

ニュース・レター

NEWS LETTER
Feb 10 2004vol.
27

エコプロダクツ2003に出展

環境配慮をした製品や活動を紹介するエコプロダクツ2003（12月11－13日、東京ビックサイト）に出展。たくさん子どもたちが国民会議のブースに遊びに来てくれました。

CONTENTS

- ② 立川 涼・化学物質を安全に使いこなせる社会をめざそう
- ④ 竹澤克己・EUにひろがる予防原則
- ⑥ エコプロダクツ2003に出展
- ⑦ 会員からのQ&A
- ⑧ 早水輝好・政策決定過程におけるNGOの役割
- ⑨ シリーズ・隣のNGO・34年後のカネミ油症被害者 カネミ油症被害者支援センター
- ⑩ 二木昇平・発起人からひと言
- ⑫ 長谷川佳子・「環境法の今」第17回 環境教育推進法～「おもい」を「かたち」にする
- ⑭ 中国映画『綠色包圍』上映のご案内
- ⑮ International News Clip（最近の国際動向）

化学物質を安全に使いこなせる社会をめざそう

代表 立川 涼

化学物質の安全を問いつける

私は1968年、水田におけるBHC汚染の仕事以来今日まで、人工化学物質の環境問題に関心を寄せて、35年になる。もっとも95年、高知大学に移ってから研究室を離れ、99年からはダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議代表として、異なった立場で人工化学物質にかかわっている。

この間、変わったこともあれば、変わらないこともある。変わったといえば、「環境」が陽の当たる仕事になったことである。企業でも「環境」は商売になるし、ブランドイメージも上がる。環境問題に積極的に対応しなければ、企業の存続にもかかわる。大学でも「環境」をつけた学部や学科は数多い。優秀な、やる気のある学生が集まり、研究費にも恵まれる。まったく隔世の感がある。

人工化学物質に対する私の立場は、一貫している。化学物質は社会経済システムや生活、文化を支え、その総体は巨大な科学技術であり、社会の制度になっている。私たちは、こうした化学物質を拒否したり、否定することはできない。それは賢明なこととも思えない。私どもに問われているのは、化学物質をいかに「安全」に使いこなすか、そしてそれを実現し支える科学技術、社会のあり方であろう。しかし、安全に使いこなすのは簡単なことではない。

終点のない安全性

古くは1984年、米国で公表された“National Toxicology Program”の報告は、「重要な数万種の化学商品には毒性試験と曝露データがあまりにも少なく、ヒトへの健康への障害を評価することは今のところ不可能である」と総括している。この報告をまとめたハーバード大学のJ.C.ベイラー教授は「情報が少ないとはかんがえていたが、これほどとは思わなかった。」と驚いている。

当然のことながら、現代は格段の前進をしていると考える専門家は多いが、一方では本質、つまりヒトや生態等の安全が保障できているか疑問も残ると

する専門家も少なくない。安全あるいは毒性の問題は終点がなく、化学物質の利用の拡大と調査・研究の進展にともない、予想外の毒性が明らかになる。

国際的にも、国内でも、化学物質の安全を保障する数多くの法律や規制が、新設あるいは強化されてきた。ダイオキシン・環境ホルモン問題の出現は、社会の関心も強く、立法化もあいまって、汚染の実態は相当に明らかになり、毒性研究の進展は目ざましい。自明のことではあるが、毒性研究の進展が化学物質安全規制にいかされるまでには、必ずしも容易ではない社会的手続きと、少なからぬ時間を必要とする。さらに毒性研究進展そのものがその後の規制を複雑かつ困難にもする。誤解のないように断っておくが、毒性研究の重要性、有効性を否定するものではない。

ダイオキシン・環境ホルモン問題を考えれば、このことは理解できる。ダイオキシン、環境ホルモンはその微量での強毒性のゆえに、世間的には大きな関心をよんでいる。そのことは間違いではないが、より本質的なことはダイオキシン・環境ホルモン類が、これまでの毒性学では想定されていなかった新しい毒性を持つことを明らかにし、したがって既存の化学物質の安全保障をしてきた規制の方法に疑問を呈したことである。もちろん、このことは既存の安全保障システムの全否定ではないが、既存の方法や基準だけでは、ヒトの安全が保障できないという問題提起は重い。

新しい毒性を考慮したリスク評価の必要性

化学物質のリスク評価については、1983年米国のNational Research Council (NRC) がまとめた方法が、世界の基準となっており、日本も例外ではない。よく検討され洗練された方法でもあり、現在、これに代わるものはない。しかし、ダイオキシン・環境ホルモンの毒性研究等から、この方式の限界や問題点が数多く指摘されている。

たとえば、NRCの方法は単一化学物質にしか適

用できない。現実にはヒトや地球生態系は、おそらく数百を超える物質に曝露されており、単一物質毒性は、実験室内でしか存在しない。N R Cの方法では化学物質の毒性には、量・反応関係が成立することが前提となっている。つまり、化学物質量を減らしてゆけば、いずれ害つまり毒性あるいは生物影響がなくなると考える。ところがこれまでの研究から、生物影響は複雑で、単純な量・反応関係での予知は万全ではなく、限界があることが次第に明らかになりつつある。不確実さは環境ホルモンの「低用量作用」の発見によってさらに加速されている。

ダイオキシン・環境ホルモンが提起した生殖毒性、免疫抑制、神経毒性、次世代影響などの毒性については、既存の化学物質のリスク評価にはほとんど採用されていない。新しい毒性である以上、公式の試験に採用されていないのは当然かもしれないが、既存のリスク評価法だけでは安全が保障されないことは繰り返すまでもないであろう。

次世代影響の問題は、既存の環境モニタリング（食品も含む）の限界をも示唆する。過去の汚染が現在に影響し、現在の汚染が将来を左右するとすれば、既存のモニタリング・デザインの修正も要求される。環境試料バンクの試行も始まっているが、今後の行方を注目したい。

さらに、これまでの化学物質の規制はヒト中心であった。ヒトは地球生態系の一構成員であり、地球生態系の安全はヒトの安全と直結する。特に野生生物に対する影響は今後の検討課題の一つである。

REACHと予防原則への期待

断片的なことを書き並べたが、化学物質のリスク評価とマネジメントは抜本的な変革が求められている。注目すべき二つの動向に触れておきたい。

一つは昨年EUから公表されたREACH（Registration, Evaluation & Authorization of Chemicals）である。現在市販されている化学物質は10万種に近いとされている。ところが、従来の組合せでの毒性試験が済んだものはきわめて限られている。この点では前記のベイラー教授のコメントは今も通用する。EUの担当官は「科学者は毒性調査は百年かかるという。科学者は待てるかもしれないが、政治は待てない。」といている。REACHでは、今後10年間に、

3万物質について企業の責任で毒性試験を行うことになっている。現存の多くの試験や規制を全て見直した新しいシステムが詳細にわたり提示されている。化学工業会を中心に強い反対があり、原案の修正は避けられないが、既にEU政府としてまとめられた案である以上、基本的な内容は変わらないであろう。REACHが発効し、実施されれば、化学物質のリスク対応は、広範かつ急速に進むであろう。

もう一つは、「予防原則」である。「予防原則」に公式な定義はないが「潜在的なリスクが存在するというしかるべき理由があり、しかしまだ十分に科学的にその証拠や因果関係が提示されていない段階であっても、そのリスクを評価して予防的に対策をとること」（大竹千代子、「化学物質と予防原則の会」代表）をあげておく。有毒性が科学的に立証されたものだけを禁止するというルールが破綻していることは先に触れた。「予防原則」はそれほど新しいものではない。すでにリオの国連環境開発会議（1992）で採択されたアジェンダ21の15原則で取り上げられている。実は米国でも「予防原則」の流れはあったが、レーガン政権以降、予防原則には背を向けた。日本でも環境省での内部検討ははじまっているが、ここでも化学工業界の圧力も背景にあって歩みは遅い。EU諸国では国により温度差はあるものの、既に予防原則を取り入れた規制の具体例がある。

国民に安心を

国民の化学物質安全への要求も、単に生物としての安全にとどまらず、QOL（生活の質）を問うようになっている。また安全と安心が求められている。安全は科学的接近で何とか応えられるとしても、安心は心の、個人の心の問題とすれば、政治や行政にとって未踏の領域である。

化学物質は人間社会にとって欠くことのできない技術・制度ではあるが、これを使いこなせるのは、先見性のある知的水準の高い社会である。

* 岩波の「科学」2004年1月号は「毒—環境の中の「毒」と人の健康」を特集している。最新の到達点とこれからの課題についてよくまとめられている。やや専門的ではあるが、参考となる。

EUに広がる「予防原則」

弁護士 竹澤克己

1 はじめに

近年、環境問題や食品問題の分野を中心として、「予防原則（precautionary principle）」あるいは「予防的措置（あるいは予防的な取組方法）（precautionary approach）」という言葉をよく見聞する。この用語を厳密に区別する向きもあるようだが、EU（欧州連合）では特に区別せずに前者が使われているようであり、我が国でも一般的には「予防原則」という用語を目にする方が多いようなので、本稿では、特に両者を区別することなく、「予防原則」という語を用いることにする。

さて、この「予防原則」であるが、その内容については、国連環境開発会議（UNCED）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」（アジェンダ21）（1992）の、「環境を保護するために、各国はその能力に応じて予防的措置を広く採用しなければならない。重大なあるいは不可逆的（回復不能）な被害のおそれがある場合には、十分なる科学的確実性の欠如を理由に費用対効果の高い環境悪化防止策が先延ばしにされてはならない。」との表現、また、科学者、環境保護運動家、政府機関研究者らによって開かれた「ウイングスブレッド会議」でまとめられた「予防原則に関するウイングスブレッド宣言」（1998）の、「ある活動が人の健康または環境を損傷する恐れを引き起こしているときは、因果関係のいくつかは科学的に確立されていなくても、予防的方策がとられなければならない。」との表現がしばしば引用される。我が国では、九州大学大学院の吉岡斉教授が、最大公約数的な表現として、「人の生命・健康や自然環境に対して大きな悪影響を及ぼす可能性が懸念されている物質や活動について、たとえその悪影響に対する科学的な解明が不十分であっても、すべての関係者は十分な防護対策を実施すべきであるという思想」と定義している。

2 欧州共同体委員会の考え方

欧州共同体委員会は、2000年2月2日付で「予防原則に関する委員会からの文書」を採択した。この文書の目的は、「すべての関係当事者に、委員会が予防原則をどのように適用するつもりであるのかを知らせ、予防原則の適用に関するガイドラインを確立すること」にあるとされている。

そこで、この文書の中に示されている「予防原則適用に関するガイドライン」に基づいて、その内容の概略を紹介したい。

（1）実施

このガイドラインは、まず、「実施」という標題の下に、「予防原則に基づくアプローチの実施は、まずできる限り完全な科学的評価から始めるべきであり、可能な場合、各段階において科学的な不確実性の度合いを特定すべきである。」と記している。すなわち、予防原則にあっても、その出発点はまず可能な限りの科学的評価にあり、その評価を通して、科学的な不確実性の内容と程度をできる限り明確に認識することが重要であるとされている。

（2）開始要因

続いて表記ガイドラインは、「開始要因」という表題の下に、「行動しないことの潜在的な結果及び科学的評価の不確実性のアセスメントが、予防原則に基づいて行動を開始するかどうかを決定する際に、政策決定者により考慮されるべきである。」と記す（ここにいう「行動しないこと」とは、一定の規制を行わないこと、というような意味に解すべきものであろう。）。そして、「たとえ、科学的助言が、一部の少数の科学者集団（scientific community）によって支持されるだけだとしても、これらの科学者集団の信頼性と評判が承認されるという条件で、これら科学者集団の見解に適切な考慮が払われるべきである。」とされている。

（3）適用の一般原則

ア 均衡性

予防原則に基づいてとられる措置は、「望まれる保護の水準と均衡するものであるべきである。」とされる。すなわち、このような均衡を欠いて、「まずは存在しないゼロ・リスクをめざすものであってはならない。」とされ、ただ、「全面的な禁止が、潜在的リスクへの均衡のとれた対応とはなり得ない場合もあれば、全面的な禁止が、潜在的リスクへの唯一の可能な対応となりうる場合もある。」とされている。

また、「リスク削減措置には、…同等の水準の保護を達成することが可能なより制限的でない代替案が含まれるべきである。関係する製品又は手続を、より安全な製品又は手続に替えることも検討されるべきである。」として、代

替原則についても明らかにしている。

さらに注目されるべき点は、ここでいう均衡性評価のファクターとして、時的要素も勘案されるべきとされている点である。すなわち、「リスク削減措置は、…当面の(immediate) リスクに限定されるべきではない。因果関係を科学的に証明するのがより困難で、一そのために一予防原則がしばしば援用されなければならないのは、暴露後長期間を経てはじめて悪影響が発生する状況においてである。このような場合に、…措置の均衡性の評価に、潜在的な長期的影響が考慮されなければならない。このことは、とりわけ生態系への影響について当てはまる。」とされている。

イ 無差別

予防原則に基づいてとられる措置は、その適用において差別的であってはならないとされる。予防原則に基づいて措置をとることが、恣意的に異なる取扱いの容認を帰結してはならず、あくまで「同等な保護の水準を達成するために講じられるべきである。」とされている。

ウ 一貫性

予防原則に基づいてとられる措置は、「同様な状況においてすでにとられている措置、又は同様のアプローチを用いている措置と一貫しているべきである。」とされる。

エ 行動及び行動しないことの便益と費用の検討

予防原則に基づいて措置をとるか否かの判断においては、「行動することの便益と費用、及び行動しないことの便益と費用の検討を前提」とするものとされ、その検討においては、「それが適当で可能な場合に経済的費用便益分析が含まれるべきである。」とされている。

しかし、その上で、「社会は、環境又は健康などの社会が高い優先順位をつける利益を保護するためには、進んでより高い費用を支払う可能性がある。」とし、「政策決定者は、一定の状況において健康の保護といった非経済的な考慮に動かされうる。」とされている。

オ 科学の発展の検討

予防原則に基づいてとられる措置は、「科学的データが不完全だったり、不正確だったり、又は決定的でない限りで、かつ当該リスクが社会に課せられるには高すぎると考えられる限りで、維持されなければならない。」とされつつ、その上で、「措置の維持は科学的知見の発展に基づき、措置は科学的知見の発展に照らして再評価されるべきである。このことは、科学研究がより完全なデータを得るために引き続き行われなければならないことを意味する。」とされている。

すなわち、「予防原則に基づく措置は、再検討され、必

要な場合には科学研究の結果及びその影響のフォロー・アップにより改正されなければならない。」とされている。

(4) 立証責任

『「ア・プリオリ」に(先験的に)有害であると考えられている物質、または、一定レベル吸収すると潜在的に有害である物質』については、「事前承認の原則(ポジティブ・リスト(positive list))」が尊重されるべきとされる。また、事前承認手続が存在しない場合においても、予防原則に基づいてとられる措置においては、「いくつかの場合、立証責任を転換し、立証責任を生産者、製造者又は輸入者に課する条項が含まなければならない。」とされる。

(5) 結論

欧州共同体委員会は、以上のようなガイドラインにより、実際に化学物質管理政策を策定・実現する場面において、予防原則を採用することの意味を明らかにするように努めている。すなわち、「予防原則を援用するという決定は、措置が恣意的又は差別的にとられることを意味しない。」とされている。

また、「委員会は、この文書が、最終的な(変更不可能な)結論であることを意味するものではないことを強調したい。むしろ、この文書は、リスクがアセスメントされ、評価され、管理され、通報されるべき条件についてのより広範な検討のための出発点と考えられるべきである。」として、議論の深化を企図している。

こうしたガイドラインの採択からもわかるとおり、EUは、予防原則の考え方に対して極めて親和的であるといえる。EUは、こうしたガイドラインを基調として、新しい化学品規制システム「REACH」として画期的な内容を策定しようとしており、また、欧州司法裁判所においても、予防原則の考え方に沿った内容の判決が現れてきているが、紙幅の関係で別稿に譲る。

3 おわりに

予防原則という用語なり考え方自体は、明確な定義や内容を伴って登場してきたというよりも、歴史の過程の中で醸成されてきた考え方の指針あるいは指導原則といったものであるため、概念が一義的に明確ではないということが言われる。

したがって、予防原則という考え方を、具体的な制度の中でどのように現実化させていくかということが極めて重要である。その意味からも、EUにおける前記ガイドラインや新しい化学品規制システム「REACH」の策定は大いに注目に値する。こうした具体化を通してこそ、さらなる議論の深化もまた得られるものと思われる。



エコプロダクツ2003に出展

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では、2003年12月11日から13日まで東京ビックサイトにおいて開催されたエコプロダクツ2003に出展をしました。エコプロダクツ2003（主催：日本経済新聞社他）とは、環境配慮をした製品や活動を紹介するもので、大企業や地方自治体、NPO・NGO、大学や高校など約500団体が出展する非常に規模の大きい展示会です。毎年開催されており、今回は過去最高の来場者数（11万4千人）を記録しました。

出展では、国民会議で作成した環境教育ビデオ

「4Rでゴミダイエット」、ブックレット「化学汚染から子どもを守る」「食品のダイオキシン汚染」の内容を展示し、訪れる方に会員から説明を行いました。小中学生から大人まで、男性・女性にかかわらず、また企業の人から他の市民団体の人まで、色々な人が多数訪れましたが、皆さんとても熱心に説明を聞いて下さいました。ブースが学校の課外学習のオリエンテーリングコースに含まれていたこともあり、複数の小学生の団体が引率の先生とともにやってきて、一生懸命メモをとっていたことが印象的です。

そして何より貴重だったのは、日常生活では化学物質のことを深く考えていなかったという人々と話ができただけです。普段の国民会議のシンポジウムや学習会であれば、もともと化学物質に興味がある人が参加します。なかなか化学物質に関心を持っていない人に説明する機会、興味を持ってもらえる機会はありません。今後も、多くの方と接することができこのような展示会には、積極的に参加していきたいと思っています。



会員からのQ & A

事務局に届いた質問をいくつかご紹介します。身近な不安や疑問にできるだけお答えしていきたいと思っていますので、気になることがある方は事務局までご連絡ください。

Q ブックレット「食品のダイオキシン汚染」の本文中では、アサリはダイオキシン類に比較的汚染されにくいグループとされています。しかし巻末の水産庁データでは、東京湾のアサリのダイオキシン類濃度は高くなっています。どのように考えたらよいでしょうか。

A 調理前の砂抜きによって、リスクを減らせると考えられます。ダイオキシン類は水に溶けにくく脂肪や油に溶けやすいので、含有脂質率が非常に低いアサリの身そのものにダイオキシン類が高濃度に蓄積されるとは考えられません。おそらく、貝が取り込んだ砂などにダイオキシン類が付着・混入したのだと思われます。水産庁に問い合わせたところ、アサリの場合、剥き身にしたものを100～200gにまとめ、全部一緒に濃度測定をして、一つの測定値を算出するそうです。その時に砂抜きを行うか否かについては2つの検査機関に任せてあり、統一的な手順はなく、どのような前処理をしているか把握していないそうです。今回の東京湾などにおけるアサリのダイオキシン類濃度の高さは明らかにおかしいので、今年度は二つの検査機関の砂抜き方法を統一し、再検査するそうです。(回答：森脇靖子、事務局)

Q 現在、地方で生活していますが、未だにプラスチックなどのごみを庭で焼却する方がいます。最近では隣の飲食店が、プラスチックなどのごみを昼間から焼却しています。何度も燃やさないようお願いをしましたが、取り合ってもらえませんでした。役所へ注意をお願い致しても効き目はなく、焼却が続けられています。そのため、焼却が始まると窓を閉めに走る毎日です。最近では、布団もプラスチックやダンボールの臭いがし、家族も体調を崩しています。何か良い改善方法がございましたら、教えて下さい。

A 役所の窓口はどちらにされましたか。考えつぐところにはすべてやってみることをお勧めします。たとえば、環境課はもちろんのこと、市民課、生活課、保健所、場合によっては所轄の警察署（その中に公害や環境犯罪を扱う生活環境課があるはずです）などにも相談してはいかがかと思います。その場合、市民からの苦情の申し立てはきちんと受理をして国（総務省公害等調整委員会）に報告をあげなければならぬ仕組みになっておりますので、もし担当者が苦情の申し立てをきちんと取り合ってくれない場合には、その担当者に、市民からの公害苦情をきちんと受け付けてもらえなかったことを国に報告しますよ、と仰ってみてください。

また、苦情の申し立てがきちんと受け付けられたのか、それに対してどういう措置なり取り扱いをしたのかを、情報開示請求をしてみることが必要かと思います。また、こうした苦情の申し立ては、一人よりも大勢の方で行った方がよいので、周囲の方で同様の懸念を持っている方が存在するか、相談してみると良いと思います。もしあれば、その方と一緒に行動されてみてはいかがでしょうか。役所も相談に来る人数が多いと、これまでよりも活発に動いてくれるかもしれません。

また役所に動いてもらうために、複数名で、市民活動などに理解のある議員や話を聞いてもらえる議員のところに相談に行ってみるのも、一つの方法です。(回答：藤原寿和、事務局)

政策決定過程におけるNGOの役割



早水輝好（前環境省化学物質審査室長）

NGOの活動に求められるもの

先日の国民会議創立5周年シンポジウムにおいて標記のパネルディスカッションがあり、ご依頼に応じて環境省における経験をもとに私見を述べさせていただきましたが、当日の議論が若干消化不良でしたので、少し補足すべく投稿させていただいた次第です。

一昔前と違って、最近はNGOの意見が政策決定に反映されることが増え、「フロン回収・破壊法」など、NGOの後押しで成立した法律も見られるようになってきました。そんな方向性を見ながら、「NGOの活動に求められるもの」として、（１）科学的な議論、（２）建設的な意見と提案型の活動、（３）様々な考え方を考慮に入れた検討、（４）行政との頻繁な意見交換、（５）政党への適切な働きかけ、の５点を述べ、また「化学物質対策に係る活動の課題」として、（１）一般の人の理解を深められるか、（２）利便性をどうとらえるか、（３）企業も受け入れられる提案（すなわち実現可能なもの）ができるか、の３点を述べました。しかし、これらに対して批判的なご意見も少なくなかったようです。

政策提案を実現するには

ご理解いただきたいのは、私の見解が「良かれ悪しかれ」現実の行政の状況を前提にお示ししたものだということです。このような行政の考え方が現実的すぎると思われたとしても、それを前提に、ではNGOはどうすべきかを考えていただきたいかったです。

行政は立法府ではありません。確かに役所が内閣提案の法律や政令の原案を作成したりしますが、最終的にそれを決定するのは、国会であり、内閣です。環境省の職員だけでは国の施策を決められないのです。ですから、例えば新たな規制は、開発官庁やそれを支える産業界も「できること」「やろうと思えること」、あるいは政治的に「やらせることができること」でない

と実現が困難です。環境省職員の努力はもちろん必要ですが、理想だけではなく、他省庁や産業界、政治家を説得してはじめて政策が実現するのです。

では、どのような政策が実現しやすいのでしょうか。今までのつたない経験によると、（１）常識的に見て正しい（例：化学物質の生態影響を日本だけが審査していないのはおかしい）、（２）科学的に説得力がある（例：生態毒性の強い化学物質が存在し実環境でも影響が出る可能性がある）、（３）実行可能（例：化学物質の生態系への影響は複雑だが、基本的な試験なら300万円ですむ）などの場合です。もちろん（４）国民の強い支持がある、というものは強いですが、そこまで盛り上がる事例は多くないと思います。

新しい政策をNGOが行政に提案する場合は、まだ行政サイドでNGOアレルギーのある人もいますから、行政と頻繁に意見交換を行って信頼感を獲得しつつ、行政や産業界の意見にも耳を傾け、妥協案も視野に入れてよく話し合うことが大切だと思います。あるいは、立法権のある国会にターゲットを置いて、議員立法を求めて幅広く議員を説得するか、政権与党の賛同を得る（又は賛同する党を与党にする）ということになるでしょう。このあたり、成功したNGOの方のノウハウを聞かれてはいかがでしょうか。

NGOへの期待

私の発表の後、「行政とNGOの考え方の違いがよくわかりました」という趣旨のご発言がありました。「だから行政はだめなんだ」という感想で終わってしまっては、いつまでたっても行政を動かすことはできないでしょう。「だからNGOも工夫しなきゃだめなんだ」と考えていただき、成果を挙げられることを期待します。もちろん私たち行政サイドは、「行政はいかにあるべきか」を常に考えていく必要があります、いつかその視点での議論もお願いいたします。

34年後のカネミ油症被害者

カネミ油症被害者支援センター
共同代表 石澤 春美



原田正純さん（左）と筆者

国から捨てられた油症患者

カネミ油症は、1968年に西日本に発生した日本最大の食品公害である。カネミ倉庫が製造したカネミライスオイル（米糠油）を食した人々にクロルアクネ（塩素ニキビ）や多量の目やになどの奇病が発生し、約14,000人の届出があったという。

ライスオイル製造時に脱臭工程の熱媒体に使われていたPCBが、蛇管の腐食によるピンホール、または蛇管工事の接着ミスにより油中に漏出したことが原因であった。発生時、PCB被害としての認定基準からわずかに1,871名が認定されている。4年後の1972年、研究者の分析研究によりライスオイルから、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾダイオキシン（PCDD）、コプラナーPCB等のダイオキシン類が検出されている。油中のPCBの熱性により非意図的にダイオキシン類が生成されていたのである。それから、カネミ油症の人たちがPCB、ダイオキシン被害の症状とどのようにたたかい、失望してきたか、計り知れない。私たちが最初に訪問したとき、「油症患者は、日本の国に捨てられた人間だ」と語った言葉が、その事を物語っている。

聞き取り調査からわかったこと

「止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク」の呼びかけにより、原田正純医師（熊本学園大学教授）を団長とする「カネミ油症自主訪問検診調査団」が結成され、私自身聞きとり調査として参加し、2000年3月より福岡、長崎県五島列島、佐賀、広島等を数回に渡り訪問した。

調査では、黒い赤ちゃんの出生（出産による精神障害）、子宮内膜症、脳膜萎縮、多指症、肛門のない赤ちゃん、掌跡膿胞症、脱毛、倦怠感、神経障害、知覚障害、精巣減少、弱視、片眼または両眼の失明、全体的な歯の折れ、骨の曲がり、四肢の麻痺、脚の切断、発熱、意識喪失、メニエル病等で苦しみ、更に免疫低下による体力の衰え、がんの多発などが見られた。

その上、被害者の救済、保証を求める裁判で「農水省の対策の怠慢」を認定し、国は患者約830人に約27億円（ひとり約300万円）の仮執行金を支払っていた。しかし最高裁での敗訴のうわさが広がり、原告側の一部弁護士から、

「債務は自然に消滅する」との説明を受け、原告は国への訴えを取り下げている。ところが、農水省は、1996年頃から仮払金返還を調停に申し立て被害者への請求を行っている。突然の督促状は当時子供だった被害者や嫁ぎ先、また収入のない高齢者にも届き離婚や自殺者も出るほどの波紋を呼んでいる。

カネミ油症は食を通しての被害であり、家族全員が発症するケースが多かった。仮払金は、治療費や裁判費用、働き手を失い困窮した生活等に使い果たしたという。遠く離れた島々では情報もなく国からの請求通りに、年金の半分以上を支払っている人たちも存在していた。また、油症患者は健康保険等、町や村の財政を多く使う厄介者として扱われ、健康保険が利かない地域も存在していた。

原因はPCB、PCDF

私たちは省庁交渉、国会議員交渉、全国油症治療研究班との交渉を重ね、2002年3月、国会本会議で小泉総理大臣、坂口厚生労働大臣共に、カネミ油症は、PCDF、PCDD等のダイオキシン被害であることを認める発言に至った。解明されてから34年を経過してのことである。多岐にわたる症状が重く続き、環境ホルモン作用と見られる症状も抱える被害者を、未認定者も含めて、放置してきたことの国の責任は大きい。増して、油症発症以前に起きたダーク油事件（鶏の大量斃死事件）を国が適切な調査をしていたら、被害は起きなかったと言われる。

カネミ油症をPCB、PCDF被害として国が認めたことを機に、被害者を支える力が必要と考え、私たちは「止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク」から独立し、2002年6月「カネミ油症被害者支援センター」を設立した。

世界が初めて体験した直接経口によるダイオキシン被曝、カネミ油症の人達から学ぶことは、計り知れない。一刻も早く、救済への道を拓き、捨てられた国民ではないことを喜び合いたいものである。

カネミ油症被害者支援センター

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F 環境市民ひろば内

TEL：03-5907-2670 FAX：03-5907-2671

発起人からひとこと

第8回

国民会議発起人
医師

二木昇平さん

国民会議の発足にあたり発起人になってくださった方々からメッセージを寄せていただいています。今回は、皮膚科医としてご活躍されている二木昇平さんにお話を伺いました。

増えているアトピー性皮膚炎

徐々にですが、アトピー性皮膚炎の患者さんが増えているように思います。アトピーは、体が異物を拒否する免疫が過敏に働くアレルギー反応によって起こります。免疫は、細菌やウイルスなどの異物から人間の体を守ってくれる優れた生体防御システムなのですが、ホコリやダニのような身近なものに対しても拒否反応を起こすようになると問題になります。以前の医学の教科書には、17-8歳ぐらいまでには治ると書かれていましたが、今は小さい子どものアトピーが重症化している上に、大人になっても治らない人が増えています。困ったことに自分の皮膚の垢や、皮膚と同じ発生源である目の水晶体、毛根などに対して拒否反応を示す人も増えています。そうすると、自己免疫疾患と同じように、白内障になったり、髪の毛が抜けたりします。症状の重い患者さんになると、アトピーのために就職できなかったり、体がかゆみのために受験勉強に集中できなかったりと、QOL（クオリティ・オブ・ライフ、生活の質）にも影響を与えています。

化学物質が疑わしい

アトピーの原因は、よくホコリやダニと言われますが、ホコリやダニは昔から存在しています。アトピーという言葉が初めて出てくるのは1923年ですから、それ以前はそれほど問題となっていなかったのでしょうか。また、東南アジアや中国では日本に比べ、アトピーの患者さんは少ないようです。今の日本との大きな違いは化学物質ではないでしょうか。ただ、化学物質は種類と量が多すぎて、因果関係を実証するためには費用と時間がかかりすぎます。ホコリやダニの検査は保険が利くのですが、環境ホルモンの場合だと非常に微量ということもあり、また費用もかなりかかると聞いています。化学物質問題は、土壌に蓄積された汚染が徐々に環境中に出て、その影響が子どもや孫の世代に出たりするので、今日からきれいにしようと思っても急にはできるものではありません。患者さんにとっても、ホコリやダニが気になるなら部屋の掃除をすとか、ごみを増やさないとかできますが、化学物質はなかなか個人では対策ができないので難しい問題です。



日ごろのスキンケアで予防を

アトピー性皮膚炎は、悪化すると過敏な肌を掻き壊し、さらに状態を悪化させます。だから初期のうちに悪化させないようにして、うまくスキンケアすることが大事です。私の場合は、なるべく薬ではなく、自然に使える保湿剤や、免疫を高める生薬や健康食品などを使うようにしています。既に悪化してしまった場合は仕方ないので、ステロイド剤を使うこともあります。薬には薬理作用と必ずそれに伴う副作用があるので、それらを天秤にかけて、より良いものを選択しながらやっていくしかないと思います。

企業の責任と負担がカギ

環境問題を根本的に解決していくためには、企業の責任を持って、しかるべきコストを負担するべきだと思います。企業は経済効率だけを重視するので、単にコストが増えることはやりたがらないでしょう。だからこそ、国が中心となって、援助をしたり、法律を整備したり、環境問題への対応が企業に利益を生み出し、採算性が合うような仕組みを作っていくかないと。製品の生産から廃棄まで、トータルに環境に配慮す

ることを考えないといけません。一旦汚してしまった環境をきれいにするためには、莫大な費用がかかるのですから。

幸せのお裾分けを

私は、健康な社会というのは、生きている間は自分で自分のことができて、楽しめるQOLの高い社会のことだと考えています。QOLを高めるには、生きがいを作ることが大事です。国民会議のような市民活動を通して、人に奉仕するということもその一つですが、心の余裕がなければできません。親の介護で疲れている人や、衣食住に事欠く人が、ボランティアをやる余裕がないことは責められません。市民活動に参加し、人に奉仕できるということは、幸せなことなのです。自分の幸せをお裾分けするようなつもりで、これからもみなさんに頑張っていたきたいと思います。

(インタビュー日：2003年12月28日)

環境教育推進法 ～「おもい」を「かたち」にする

(社)日本環境教育フォーラム 長谷川佳子

環境問題の解決には、3つのアプローチ、①法制度など社会システムの改革、②科学技術の発展、③人々の意識変革があるとされています。環境教育は、このうちの③を推し進めようというものです。環境教育では沢山の「おもい」が溢れています。自然と人のつながり、人と人とのつながりを取り戻したい、現代文明の在り方を問いたい、身の回りの自然や文化を大切に見直したい……。

しかし、こうした「おもい」も、社会を動かす「かたち」につながらなければ、自己満足で終わってしまいます。環境への自覚は社会全体で持つべきなのに、未だに多くの人は無関心なのです。

「おもい」を「かたち」にする。一人一人の意識に訴えていく作業と同時に、社会全体の枠組みを動かしていくことが課題と言われてきた環境教育。その新たな動きが、ようやく始まろうとしています。それが「環境教育推進法」をめぐる動きです。

●持続可能な社会に向けて成立

「環境教育推進法」。正式名称は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」。環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的として昨年7月に成立、10月から施行されました（一部条項を除く）。

法律は全28条。条文は、環境省のホームページ(www.env.go.jp/policy/suishin_ho/03.pdf)に掲載されています。

概略すれば、「持続可能な社会をつくるために、環境教育をやりましょう、環境保全活動を活性化させましょう」という呼びかけが大きな2つの柱です。

具体的には、

- ・ 学校・職場そして地域で環境教育についての理解力・行動力の向上を図りましょう
- ・ そのために国民一人一人や民間団体・企業などが環境保全への取組を自ら進んで、そして協力しながら行うと共に、国・地方自治体がそれらを後押しをしましょう
- ・ 後押しの具体的な施策として、行政としても、人づくりの支援やそれらの拠点整備などを行い、情報の提供や交流の場の提供などを支援しましょう
- ・ また、企業など民間にも是非土地などを提供してもらい活動を行えるようにしましょう
- ・ パートナースhipを推進しましょう

といった事柄が書かれています。

●成立の背景

地球温暖化防止や自然環境の保全・再生などの課題が山積する中、環境問題を解決するためには、従来の規制手法のみでは覚束ない状況になっています。NGOや企業、各界各層の自発的な取組が不可欠です。

一方、03年のヨハネスブルグ・サミットでの国連決議を受け、日本は率先して05年から「持続可能な開発のための教育の10年」の取組を進めることになりました。

これら国内外の流れを受け、環境保全の知識やマインドを高めるための後押しをする法律として、成立に至りました。

流れとしては、環境省が進めてきた環境保全活動の活性化方策についての検討や、与野党による検討、そして法律制定を訴えるNPOなどの動きが後押しとなって、結果的に議員立法という形で成立しました。

●努力規定中心

規制ではなく、「～を実施するよう努める」などの努力規定がほとんどで、各主体の自発的な取組に任せる形をとっています。随所で、環境保全や環境教育に関する市民一人一人や各主体の自主的な自発的活動の重要性も謳っています。その意味で、1997年に制定されたNPO法に次ぐ、自立した真の市民社会構築を目指した法律と考えることができます。

この法律で新設されたのは、「基本方針」と「人材認定等事業の登録制度」の2つ。

まず、第7条に「政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない」とあります。この方針の案は、これから広く一般の意見を聴いた上で作成されることになっており、現在、今年6月の策定を目指して意見募集が行われています。さらに、都道府県や市町村も、政府が定めた基本方針を勘案して各方針、計画等を作成するよう努めるとなっております（第9条）、基本方針の中身をどのように作るかが、この法律のネックでもあります。

一方、「人材認定等事業の登録制度」は、環境保全に関する知識や指導能力を有する者を育成または認定する事業（「人材認定等事業」）を行う国民、民間団体等は、その事業について、主務大臣の登録を受けることができることとし、必要な手続等を定めています（第11条～第18条）。



法の成立を受け、環境教育の取り組みがさらに広がっていくことが期待されています。

ゆるやかな登録制度を取り入れることで、全体的に人材認定等事業が前進していくことが狙いです。

主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通省大臣で、省庁が連携して取組を進めようとしている姿勢が窺えます。

●環境教育の重要性が法律化された

環境教育の重要性などの理念が、法律の形で宣言されたことに一番の意味があります。法律の存在で、社会全体の底上げ効果が望めます。今まで取組をしてこなかった人々に、ある一定以上の取組を要求できるようになるのです。例えば、93年に環境基本法が成立したことで、環境行政や民間の取組は一挙に次の段階に進むことができました。

そして、明文化により、法律を根拠に新しい事業の予算要求をしたり、従来の取組を広げて展開していくことができます。環境省では、早速新年度向けに環境教育関連新規事業の予算要求を行いました。一方、企業は昨今、CSR（社会的責任）の一貫としても環境対策などに積極的に取り組んでおり、この法律にも敏感に反応し、どのような取組をするべきか、積極的に情報収集に努めています。これらの機会をしっかりと捉えて、NGOや市民側も今までの取組を拡大・充実させていくチャンスと言えます。

NGOや市民の間でこの法律を題材にして、様々な議論が生まれるようになったことも大きな成果です。その一端として「フォーラム 環境教育推進法を考えよう!」(www.011.upp.so-net.ne.jp/ee-act/home.html)があります。

●いくつかの問題点

問題点も指摘されています。

まず、成立過程においては、本来はNGOや市民主導により、法律内容を提言することが望ましかったにもかかわらず、行政主導、議員立法となり、策定過程が見えづらいま成立してしまいました。さらに、法律が五省共管となっていることで、省庁間のしがらみで中身が骨抜きになったという指摘もあります。次世代の育成に一番力を発揮できる学校教育に多大な影響を与える文部科学省がもっと取組を進めていくことも課題です。

また、環境教育は、持続可能な社会作りの一環として展開されるべきものです。人権・平和教育やまちづくりなどとも関連し、その射程は大変広く考えるべきところ、

法律では、「環境教育とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と限定されました。本来の環境教育に枠をはめる懸念があります。

国による人材認定等事業の登録制度は、民間の自由な発展に枠をはめ、国による民間団体の管理強化という事態になるおそれもあります。

●NGOの間でもまだ関心が低い

最大の問題は、私たちNGOや市民の間で、この法律を積極的に活用していこうとする姿勢がまだまだ少ないことです。団体を超えて少しは議論が生まれてきているものの、マスコミでもほとんど取り上げられたことはなく、一般の人々への認知度も低いのです。前述の問題点にしても、NGOや市民が声を上げて、基本方針や今後の運用・改正の方向性に反映させるべきですが、現在募集中の基本方針への意見・提言も決して多くは集まっていません。必要な意見を述べていく必要があります。

●持続可能な未来は私たちの手に

法律は、それ自体が目的ではなく、自分たちが目指す社会に向けて活用する手段であるはず。そして、活用するのは市民自身。“行政にお任せ”でなく、持続可能な社会とは何か、どのような社会を自分たちが築いていきたいのか、そのためにはどのような手段を用い、法律を活用していくのか、そのイメージを各自が持ち、議論を深め、行動していく必要があるのではないのでしょうか。

「おもい」を「かたち」にする。これからの環境教育は、一人一人の「おもい」を育むことだけではなく、それらを如何に社会の中で「かたち」に昇華させていくかがテーマかもしれません。ワークショップやファシリテーションなど、今まで環境教育界が培ってきた様々な手法を最大限に生かしながら、本当の意味での市民社会を築く議論の場を創っていくことが、これからの環境教育の大切な役目であり、また、私たち市民一人一人に課された課題なのではないのでしょうか。「環境教育推進法」の制定は、その出発点に過ぎないのです。

(社)日本環境教育フォーラム(www.jeef.or.jp):「子どもと自然」をキーワードに、環境教育や自然学校の普及、途上国支援、企業との協働事業など、環境問題の解決に向け、様々な場面における環境教育の活動を展開しています。毎月、会報誌「地球のこども」も発行

たった一人の環境保護運動

中国映画『綠色包圍』上映のご案内



急激な高度成長の続く中国。乾電池の需要も急増している。大部分の電池に水銀が使用され、人体、環境への影響が懸念されている。が、リサイクルの仕組みは未整備だ。

映画の舞台、新郷市（河南省）は、そんな中国で使用される乾電池の7分の1を生産し、国内最大の乾電池メーカーの本拠地でもあるため“電池都市”と呼ばれる。黄河河口から南西に500キロの位置にある。

そこで電池の卸売商を営む中年女性、田桂栄さん（写真）は、朝から晩まで働きつめで、同市でも有数の卸売商になった。「農村出身で無学のおばさん」と自称する彼女は、一人息子に教育を受けさせる資金も貯めていた。

ところが、ある日、「使用済み電池は、環境に悪影響を及ぼす」という新聞記事を目にする。自分もお客さまも幸せにしてくれると信じ、仕事に励んでいた彼女は困惑する。電池会社や役所に単身乗り込み、「リサイクル施設を整備してほしい」と訴えるが、聞いてもらえない。家族もその必要性を理解しない。

たった一人による古電池の回収が始まった。店頭

での回収はもちろん、市内に捨てられた乾電池がある」と聞くと、リテクで急行した。

数年後、自宅と店内に50トン以上の古電池の山ができる。ため込んだ電池で、室内も庭も狭くなる。全財産を回収・保管に注ぎ込み、夫や一人息子との関係も悪化する。体調も思わしくない。「誰も理解してくれない。八方ふさがりだ」と悩みながらも、彼女は活動を止めない。

やがて理解者が現れ始めた。小学校の校長が、環境教育の講演を依頼する。役所も、活動を環境NP-Oとして認め、補助金を付与する検討に入る。

この映画は、中国の若手監督、張克明氏の作品で第11回（2003年）地球環境映像祭で「アースビジョン大賞」を受賞した。

上映は今年の初夏、大阪の「第七藝術劇場」（電話06-6302-2073）で。その他の予定や自主上映の相談などの問合せは、吉川正文（ポレポレ東中野）電話03-3362-0081まで。

（記 水口哲）

International News Clip

(最近の国際動向)

翻訳：森谷 隆

■人間体内に含まれる汚染物質

近頃、Wall Street Journalにこんな記事が掲載されていた。カリフォルニア州に在住する59歳の女性から検出された化学物質についてである。この女性は、工業地帯や都市部からほど遠い場所に在住している。有機栽培・無農薬食物の摂取や運動を人一倍実践している環境活動家でもある。彼女は、人間がどれだけ人工的に合成された化学物質に汚染されているか、そしてその化学物質がどれだけ病気と関連しているかを調査する活動に参加していたことがきっかけで、自身の体を検査することとなった。この活動は、「バイオモニタリング」と呼ばれる活動で、スウェーデンなどを中心にEUでもよく実施される調査手法の1つである。

この調査の結果、この女性の血液と尿からは、105種類の汚染化学物質が検出可能なレベルに達していた。この中には、1976年に全面製造・使用禁止された、46種の異なるPCB化合物も含まれていた。彼女にとっては驚きである。「非常に憤慨する結果です。私は、自分の体を有害物質の廃棄場として使って良いと誰かに許可した覚えはありませんよ!」という、コメントが象徴的である。サンフランシスコの北に位置する自然環境豊かな町Bolinasに30年以上暮らし、環境活動家として食生活、運動などに気遣っていたにも関わらず、このような検出結果が出たのである。

米国環境保護局 (US EPA) もカリフォルニア州内の3つの地域で、120人の女性を対象に、難燃剤として使われるPBDEs (polybrominated diphenyl ethers) やその他の有害物質の人体汚染に関して調査を開始した。更に、米国病理・感染症管理センター (Centers for Disease Control (CDC)) は、今年に入って2500人分のボランティアから得られた調査結果を公開した。

この調査では、116種類の化学物質が検出され、PCB、ダイオキシン、農薬などを含む89種類の化学物質が高いレベルにあることが明らかになった。

スウェーデンでも、バイオモニタリングによりPBDEsが2年～5年周期で倍増する傾向が明らかにな

り、1998年にはPBDEsの製造・使用・販売が全面禁止されている。これらのことから明らかな事は、人間が自分自身の体を「有害物質の廃棄場」としつつあるという現実である。

さまざまな調査と施策により、地球環境を少しでも修復して行くことが必要である。

(出所: www.environmentalhealthnews.org、<http://online.wsj.com/article/0,,SB107454246262605395,00.html>)

■条約発効インディケーター

ストックホルム条約(残留性有機汚染物質廃絶条約)発効まで、あと7カ国。ストックホルム条約(残留性有機汚染物質廃絶条約)に、新たにアフリカのベニンなどが締結案を承認しました。

条約発効まで、みんなで応援しよう!!!

「会員のコーナー」の企画のお知らせ

○今後、ニュースレターで、会員の方のコーナーを設けようかと企画しております。会員の方からの質問、ご意見、会員の方の活動の報告、皆様の企画しているシンポジウムや学習会の案内などを掲載する予定です。

○皆様からの掲載依頼については、全てを掲載することは難しいと思います。広報委員および事務局で掲載する記事を選ぶこと、文章や内容を一部抜粋する可能性があることを、あらかじめご了承ください(分量は、極力少なめにし頂ければと思います)。また、すでに掲載依頼を頂いている記事につきましては、順次作業を進めていきたいと考えています。

○ニュースレターは原則として偶数月のはじめに発送されますので、依頼をご希望される場合、奇数月の上旬(10日まで)に届くように、メール、ファックス、郵送によりお送りください。

○次号におきまして、ダイオキシン問題や環境ホルモン問題はまだまだ終わっていないという内容の特集を組む予定です。様々な出版物による、昨今のダイオキシン問題や環境ホルモン問題の状況について、ご意見を頂ければと思います。

◎事務局日誌

- 皆様、本年もどうぞ宜しくお願いいたします。色々ご迷惑をおかけすることもあるかも知れませんが、意見、質問など何でも構いませんので、気軽に事務局までご連絡頂ければと思います。
- 容器包装リサイクル法の改正を求める署名にご協力頂きまして有難うございます。用紙の追加を希望される方は、事務局までご連絡ください。なお、締切は3月末です。
- 昨年は、国民会議ブックレットをはじめて発刊した年となりましたが、非常に多くの方にブックレットをご購入頂きました。また、周囲の方々にお配り頂いた方も多数いらっしゃいました。本来なら個別に御礼申し上げなければならないところですが、紙面を借りまして、改めて皆様に御礼申し上げたいと思います。本当に有難うございました。なお、お陰様にて「食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために」の初版2,000部が、完売となりました。1,000部増刷致しましたので、まだお読みになっただけの方は、是非ご購入頂ければと思います。

◎会費納入・カンパのお願い（再）

2003年10月からの新年度分についての会費を納入されていない方は、前回のニュースレターに同封した振込用紙もしくは郵便局備え付けの振込用紙により、お振り込みいただければと思います。個人会員は2,000円、賛助会員は10,000円です。また、カンパも募集中です。

振込先は、

口座番号：00171-1-56642

加入者名：ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

になります。お振込の際に、通信欄に、年会費〇〇〇円、カンパ〇〇〇円、会員番号〇〇〇番とお書きください。会員番号は、送付した封筒の宛名のラベルに記載してあります。どうぞ、よろしくお願い致します。

◎活動報告（03/12～04/01）

- 12月3日 家庭用品プロジェクト開催
- 12月6日 中下事務局長 第2回環境学シンポジウムにおいて講演（明海大学）
- 12月11日～13日 エコプロダクツ2003 出展
- 12月11日 常任幹事会開催
- 12月15日 中下事務局長 環境省「第8回化学物質と環境円卓会議」出席
- 1月20日 河登常任幹事 容器包装リサイクル法を改正する全国ネットワーク 農水省との意見交換会出席
- 1月23日 常任幹事会開催
- 1月23日 河登常任幹事 容器包装リサイクル法を改正する全国ネットワーク 経済産業省との意見交換会出席
- 1月26日 中下事務局長 リサイクルイン文京自主講座において講演（文京区）
- 1月28日 家庭用品プロジェクト開催
- ☆日経トレンディ（2月号）、ダカーボ（2月4日号）の魚の安全性とダイオキシンに関する特集のなかで、食品プロジェクト座長である森脇常任幹事がインタビューを受けた記事がそれぞれ掲載されました。
- ☆中下事務局長が、ニッポン消費新聞、日本消費経済新聞で年頭挨拶の寄稿などを行いました。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第27号
2004年2月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F

環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>